之坂主カ型ニ走ル外ナキヲ以テ今人主ニ於ケル関係者集会ヲ開催シ之ヲ避ケ為メ一方的御都合ノ如キ行フ事ハ慎ムヘキ事業ト敢テ

共(各平等ノ立場ニ於テ坂主ト協定ノ上ニ)得ヘキヲ以テ日本石炭坂大組合本部ニ宮崎支部ニ試業合同

御組合ヨリ橋詰又一郎、日本石炭坂大組合幹事

聯絡委員会 議長 吉田繁太 等ノ指名ヲ以テ之カ対策協議ノ結果

(要求書)一、賃金ノ実行ヲ期スルコト。 坂主ハ賃金ノ之ヲ実行スル事ト雖モ

之ニ伴フ方法ニ関シテハ後日双方両委員ニテ協議スルコト

二、不払賃金ハ即時之ヲ払フコト。 坂主ハ賃金ニ百分ノ二ヲ

(協調會勞働課)